

平成 30 年度救急告示医療機関の認定について

1. 決 議

救急病院等の告示の認定については、『救急病院等の告示に関する部会』で審議を行ったのち、本審議会で決議を行うこととしているが、今回、平成 30 年 10 月までとなっていた委員任期の関係上、本審議会で委員及び専門委員の選定を行う必要があるため、本審議会終了後に部会を開催する。

よって、審議会規則第六条の第5項により、部会において、議論を経たのち、その決議をもって、本審議会の決議とする。

2. 申出状況 資料2-2

平成 30 年度救急告示医療機関

更新対象の医療施設:30

更新申出の医療機関:30

新規の医療機関 :3 (北大阪警察病院・堺咲花病院・越宗整形外科病院)